

千葉県告示第百二十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第四項の規定により、同条第三項の規定により除却した工作物を次のとおり保管した。  
なお、当該工作物の保管に要した費用は、同条第九項の規定により、その返還を受けるべき所有者等その他同条第一項の規定により当該工作物の除却を命ずべき者の負担とする。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

番号	工作物の名称又は種類、形状及び数量	工作物の放置されていた場所	当該工作物を除却した日時
一	小屋 一式	千葉県花見川区長作町地 先の一級河川利根川水系 印旛放水路の河川区域内	平成二十九年十一月二十 日午後一時十八分
二	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 日午後二時十三分
三	ベンチ 一式	"	平成二十九年十一月二十 日午後三時五分
四	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 日午後三時九分
五	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 日午前十時三十三分
六	ベンチ 一式	"	平成二十九年十一月二十 日午前十一時
七	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 日午前十一時三十二分
八	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 日午前十一時四十三分
九	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 日午前十時四十八分
一〇	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 日午後一時五十分
一一	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 日午後二時十九分

一二	畑柵等 一式	"	平成二十九年十一月二十 日午後三時十四分
一三	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 日午前九時五十三分
一四	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 日午前九時五十五分
一五	畑柵等 一式	千葉県花見川区天戸町地 先の一級河川利根川水系 印旛放水路の河川区域内	平成二十九年十一月二十 四日午前十一時四十一分
一六	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 四日午後一時三十分
一七	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 四日午後二時四十五分
一八	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 四日午後三時
一九	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 四日午後三時十四分
二〇	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 四日午後三時三十三分
二一	釣台 一基	千葉県花見川区畑町地先 の一級河川利根川水系印 旛放水路の河川区域内	平成二十九年十一月二十 七日午前十時二十二分
二二	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 七日午前十一時一分
二三	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 七日午後一時二十五分
二四	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十 七日午後一時四十八分
二五	ベンチ 一式	"	平成二十九年十一月二十 八日午後四時

二 工作物の保管を始めた日時及び保管の場所  
平成三十年一月二十九日午前九時  
千葉県花見川区畑町地先 千葉土木事務所仮置場

三 その他  
工作物の返還を受けようとする者は、氏名及び住所を証するため必要な書類並びに印

鑑を持参の上、千葉土木事務所まで来所すること。

**千葉県告示第百二十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画区域区分を次のとおり変更した。  
平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称  
袖ヶ浦都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域  
袖ヶ浦市久保田字五反田、久保田代宿入会地字二ツ池台及び字木ノ根坂台、椎の森並びに代宿字清水川台、字清水川、字木ノ根坂、字上二ツ塚及び字下二ツ塚の各一部の区域

**千葉県告示第百二十四号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、いすみ市寄瀬土地区画整理組合の事業計画（設計の概要、事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。  
平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 組合の名称  
いすみ市寄瀬土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
いすみ市大原七、四〇〇番地の五〇
- 三 設立認可の年月日  
平成元年四月二十一日
- 四 変更の内容  
事業施行期間  
変更前 平成元年四月二十一日から平成三十年三月三十一日まで  
変更後 平成元年四月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで  
変更認可の年月日  
平成三十年三月十六日

**教育委員会教育長告示**

千葉県教育委員会教育長告示第一号  
千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第二十一条第七項の規定によ

り、次に掲げる千葉県指定無形文化財の保持者の認定は解除された。  
平成三十年三月十六日

千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也

名称	保持者	認定告示	解除年月日
綴錦織	和田秋野	昭和五十七年千葉県教育委員会告示第三号	平成二十九年十一月二日

**千葉県教育委員会教育長告示第二号**

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第二十一条第七項の規定により、次に掲げる千葉県指定無形文化財の指定は解除された。  
平成三十年三月十六日

千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也

名称	指定告示	解除年月日
綴錦織	昭和五十七年千葉県教育委員会告示第二号	平成二十九年十一月二日

**千葉県教育委員会教育長告示第三号**

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第三十五条第二項の規定により、次に掲げる千葉県指定史跡の指定は解除された。  
平成三十年三月十六日

千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也

名称	指定告示	解除年月日
山野貝塚	平成二十一年千葉県教育委員会告示第十二号	平成二十九年十月十三日

**公安委員会告示**

**千葉県公安委員会告示第七号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び第12条の3の規定により指定した次の医師について、勤務する病院の所在地を次のとおり変更する。  
平成30年3月16日

千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
田中かつら	医療法人社団桂七浦診療所	変更前 南房総市千倉町大川912番地2	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症であ